全国厚生労働関係部局長会議 年金局 説明資料

平成23年1月21日(金)

目次

1	制	度	琞	係
	1177	<i></i>		1/13

	・ 公的年金制度の在り方について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	・ 厚生年金・国民年金の積立金運用について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	・ 企業年金の充実・改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	・ 社会保険病院及び厚生年金病院について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	• 参考資料 •••••••••••	10
2	制度運営関係	
	・ ねんきんネットについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	国民年金保険料の納付について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	・ 死亡又は行方不明が疑われる年金受給者への対策について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	・ 国民年金等事務取扱交付金について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	・ 日本年金機構が請求する住民票等の取扱いについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
	・ 住基ネットワークを活用した住所変更等の届出手続の省略について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	年金記録問題について ····································	35
	· 日本年金機構関係 ···········	38

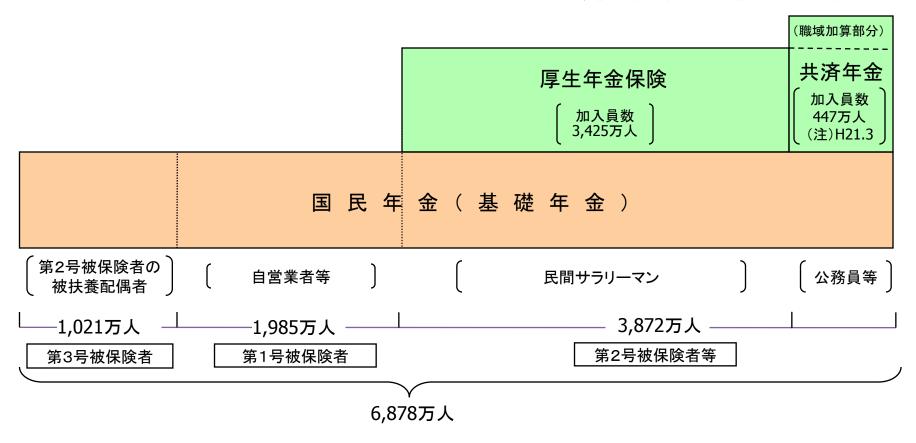
年金局 説明資料(制度関係)

年金局長 榮畑 潤

年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、<u>基礎年金</u>の給付を受ける。(1階部分)
- 〇 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、<u>厚生年金や共済年金</u>に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)

(数値は、注釈のない限り平成22年3月末)



第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
O 20歳以上60歳未満の自営業者、農業 者、無業者等	〇 民間サラリーマン、公務員	〇 民間サラリーマン、公務員 に扶養される配偶者
 ○ 保険料は定額 ・平成22年4月現在月15,100円 ・平成17年4月から毎年280円引き上げ、平成29年度以降16,900円(平成16年度価格)で固定 ※ 毎年度の保険料額や引上げ幅は、物価や賃金の動向に応じて変動。 	○ 保険料は報酬額に比例(厚生年金)・平成22年9月現在 16.058%・平成16年10月から毎年0.354%引き上げ、平成29年度以降18.30%で固定○ 労使折半で保険料を負担	○ 被保険者本人は負担を要しない○ 配偶者の加入している被用者年金制度(厚生年金又は共済年金)が負担

0	被保険者数 (公的年金制度全体)	6,878万人(平成21年度末)
0	受給権者数 (公的年金制度全体)	3,593万人(平成20年度末)
0	国民年金保険料	15,100円(平成22年度)
		※ 保険料納付率:60.0%(平成21年度)
0	厚生年金保険料率	16.058%(平成22年9月~平成23年8月)
0	年金額 老齡基礎年金	月66,008円(平成22年度)
	*	平均額:月5.4万円(平成20年度)
	老齢厚生年金	月232,592円(平成22年度、夫婦2人分の標準的な額)
	*	平均額:月16.4万円(単身、基礎年金を含む)(平成20年度)
0	保険料収入(公的年金制度全体)	32.1兆円(平成22年度予算ベース)
0	国庫負担額(公的年金制度全体)	11.2兆円(平成22年度予算ベース)
0	給付費(公的年金制度全体)	51.4兆円(平成22年度予算ベース)
0	積立金(国民年金・厚生年金)	128兆円(平成21年度末、時価ベース)

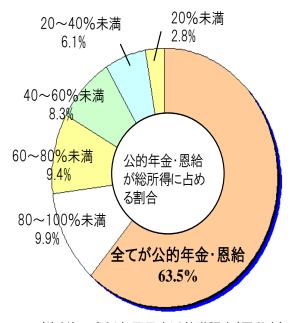
年金の役割

年金は高齢者世帯の収入の7割

什送り 企業年金 公的年金·恩給以外 ·個人年金 の社会保障給付金 ・その他の所得 13.2万円(1.1%) 13.7万円(4.6%)\ 財産所得 17.7万円 (6.0%) 稼働所得 高齢者世帯 52.6万 1世帯あたり (17.7%)平均所得金額 297.0万円 公的年金・恩給 209.8万円(70.6%)

資料)平成21年国民生活基礎調査(厚労省)

6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活



(資料)平成21年国民生活基礎調査(厚労省)

地域経済を支える役割 -家計消費の2割が年金の地域も-

都道府県名 (高齢化率)	対県民 所得比	対家計最終 消費支出比
島根県(28.2%)	15.7%	22.5%
高知県(27.2%)	15.7%	18.5%
長崎県(24.8%)	14.9%	20.7%
山口県(26.4%)	14.5%	22.9%
鳥取県(25.1%)	14.3%	19.0%
秋田県(28.0%)	14.2%	17.7%
愛媛県(25.2%)	14.1%	20.6%

(対県民所得比上位7県)

今後の検討課題

- (1)新たな年金制度の創設に向けた検討
- 〇 民主党マニフェストにおいては、
 - (1) 年金制度を例外なく一元化し、全ての人が「所得が同じなら、同じ保険料」を負担すること、
 - ② 納めた保険料を基に受給額を計算する「所得比例年金」と、消費税を財源とする「最低保障年金」を創設すること、を骨格とする新たな年金制度について、平成25年の国会に所要の法案を提出することが示されている。
- また、昨年6月29日には、総理を議長とする「新年金制度に関する検討会」において新たな年金制度の基本原則が取りまとめられたところ。
- さらに、「社会保障改革の推進について」(平成22年12月14日閣議決定)においては、平成23年半ばまでに「社会保障の安定・ 強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにする」とされており、新年金制度の検討についてもこれに沿って 進めることとしている。
- 今後、こうしたことを踏まえ、党派を超えた議論を呼びかけるとともに、新年金制度の具体的な制度設計やそのための財源の 確保も含めた議論を行って、国民的な合意形成を図り、平成25年の法案提出を目指す。
- なお、新たな年金制度の創設に向けた検討のため、平成22年度は市町村を通じた所得実態調査を実施しているところであり、 さらに平成23年度については、地方公聴会などの国民各層との対話、意見聴取等を行う経費として、予算案において1.1億円を 計上しているところ。

(2)基礎年金国庫負担割合2分の1の維持

- 公的年金を持続可能なものとし、その信頼を確保するためには、基礎年金国庫負担割合2分の1の維持が不可欠。
- このため、平成23年度政府予算案では、以下の臨時の財源により、国庫負担割合2分の1を維持するための財源2.5兆円を確保したところ。

(具体的な財源)

- ・(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構特例業務勘定の利益剰余金(1.2兆円)
- ・財政投融資特別会計財政融資資金勘定の積立金・剰余金(1.1兆円)
- 外国為替資金特別会計の剰余金(0.2兆円)
- さらに、平成23年度において上記措置を講ずることと併せて、平成24年度以降、税制抜本改革により安定財源の確保が図られる年度の前年度までについては、2分の1と36.5%との差額を税制抜本改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制上・財政上の措置を講ずることとするための法案を、通常国会に提出する予定である。

റ

(3)現行の公的年金制度に関する改善等

- 今後任意加入などを行っても無年金となる者が最大118万人に上ると見込まれるなど、無年金・低年金問題への対応は極めて 重要な課題となっている。このため、新制度の制度設計を進めるのと併せ、無年金・低年金対策を行っているところ。
- 〇 昨年3月には年金確保支援法案を国会に提出した。本法案は、第176回臨時国会において一部修正の上、衆議院で可決され (平成22年11月18日)、参議院で継続審議の取扱いとなった(平成22年12月3日)。

[年金確保支援法案の概要(公的年金に関する部分)]

- 国民年金保険料の納付可能期間を延長(2年→10年)し、本人の希望により保険料を納付することで、その後の年金受給につなげることができるようにする。
 - ※ この法案の成立により、65歳未満の被保険者のうち、さかのぼり納付をすることで、年金を増やせる人が最大1,600万人、 無年金とならずにすむ人が最大40万人になると見込んでいる。
 - ※ 本規定は、衆議院における修正によって、3年間に限る時限措置とされたところ。

(4)平成23年度の年金額

- 現行法では、直近の年金額引下げの年以降(現在は平成17年の物価が基準)の物価の変動に応じて年金額を改定することとなっている。
- 〇 平成22年の消費者物価指数は、平成17年の指数を0.3%程度下回る見通しであり、1月末に発表される確定値に基づき、法律の規定に従って、平成23年度の年金額が引き下げられることとなる。
 - 年金額への影響(▲0.3%の場合)

(平成22年度) (平成23年度)

【老齡基礎年金】(満額)

66,008円(月額)→ 65,808円(月額) 〔▲200円〕

【サラリーマン世帯の標準的な年金額】

232,592円(月額)→231,883円(月額) 〔▲709円〕

(厚生年金+夫婦2人分の老齢基礎年金)

※ なお、平成23年度の国民年金保険料額は月額15,020円となる見込み。また、平成23年度の厚生年金保険料率(労使合計) は8月までは16.058%、9月からは16.412%となる。

厚生年金・国民年金の積立金運用について

- 年金積立金の運用は、厚生年金保険法等の定めに従って、「専ら被保険者の利益のために」「長期的な観点から」、「安全かつ効率的」に行っているところ。
- 〇 平成21年11月に、今後の年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方について有識者からなる検討会を設置し、昨年(平成22年)末にその結果をとりまとめた。今後は、検討会における議論及び年金制度・財政や独立行政法人制度の見直しの動きも踏まえ、必要な見直しに取り組むこととしている。

企業年金の充実・改善

○ 公的年金とあいまって国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力をより一層支援する 観点から、企業年金制度の制度改善が課題。

中小企業が多く実施している企業型の確定拠出年金において、事業主の掛金拠出に加えて、加入者の任意による掛金拠出を可能とし、税制上の優遇措置を講ずる等により、老後所得の充実・改善を図るための法律案(年金確保支援法案)を昨年の通常国会に提出し、現在継続審議中。

○ 現在の経済情勢の下、運用環境や母体企業の業績が悪化していることを受け、給付減額や解散という困難な問題に直面し、従業員の高齢期の所得確保のための取組と、企業経営の両立に苦慮する企業もあると認識。

関係者の真摯な取組を踏まえ、引き続き、適切に指導していく予定。

〇 適格退職年金については、平成24年3月末に移行期限が迫っているところ。引き続き、関係省庁 や関係団体と協力し、円滑な移行に向けた取組を推進していく考え。なお、平成23年度税制改正大 綱において、制度的に移行できないものについては、税制上の措置の継続を図ることとしている。

社会保険病院及び厚生年金病院について

→ 平成21年10月の臨時国会に、社会保険病院及び厚生年金病院の新たな受皿組織設立のための「独立行政法人地域医療機能推進機構法案」を提出。

〔法案のポイント〕

- ・独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(RFO)の存続期限を6か月延長し、平成23年4月に独立行政法人地域医療機能推進機構を設立
- ・(独)地域医療機能推進機構は、RFOから病院等を承継して運営
- → 同法案は、平成22年の通常国会に継続審議となり、衆議院では修正可決されたが、参議院で審議未了により廃案。
- → 平成22年8月の臨時国会で、議員立法により、社会保険病院等の保有者であるRFOの設置期限を平成24年9月末まで2年間延長するRFO法一部改正法案が成立。
- → RFO法一部改正時の附帯決議に基づき、政府は社会保険病院等の譲渡状況等について、 4か月ごとに国会に報告。(第1回報告 平成22年12月3日)
- → 社会保険病院及び厚生年金病院が、今後とも地域医療に貢献することができるよう国と して努めていく所存であり、自治体の方々にも必要なご協力をお願いしたい。

新年金制度の7つの基本原則

「新たな年金制度の基本的考え方について(中間まとめ)」(平成22年6月29日)―抜粋―

以上のような背景や観点を踏まえて、新たな年金制度の基本原則は、次のようなものとします。

なお、今後、新たな年金制度については、超党派で国民的な議論を行って行くべきものですので、この基本原則も、最初から、個別具体的な内容を定めるものではなく、新たな年金制度が拠って立つべき基本的な考え方として、幅広い国民の皆さんに御理解をいただけるようなものとしています。 具体的な制度の内容は、この基本原則について国民的な議論を行った上で、その議論の内容も踏まえながら、検討を進めていくこととしています。

1. 年金一元化の原則 全国民が同じ一つの年金制度に加入すること

- ・違う職業の人、すなわち、サラリーマンでも、自営業者でも同じ年金制度に加入することとなるように、新たな年金制度は現在のように職域ごとに分立させずに、一つの制度とします。この結果、仕事が変わっても年金制度が変わらず、面倒な手続きも不要になります。
- ・また、人々の生き方や働き方が多様化する中、年金制度は、個人の選択に有利または不利な影響を与えず、中立で公平な制度とします。

2. 最低保障の原則 最低限の年金額の保障があること

- ・最低保障年金によって、高齢期において少なくともこれ以上は受給できるという年金額を明示します。
- ・人生設計の予測が難しい社会において、高齢期に一定額の最低保障年金が受給できることを明らかにすることにより、高齢期の生活設計を建てられるようにします。

3. 負担と給付の明確化の原則 負担と給付の関係が明確な仕組みにすること

- ・公平に負担を分かち合う観点から、所得に応じて保険料を負担し、その実績に応じて年金給付を受けられるようにします。
- ・また、年金給付の財源のうち、保険料を充てる部分と税財源を充てる部分のそれぞれの役割を明確にするなど、簡素でわかりやすく、透明性が高い仕組 みとします。

4. 持続可能の原則 将来にわたって誰もが負担でき、安定的財源を確保するなど、持続可能な制度とすること

- ・これからの超高齢人口減少社会にあっても、将来にわたり安定的な財源を確保するなど、持続可能な制度を構築します。
- ・また、所得の低い若い人などでも負担できる保険料とします。

<u>5.「消えない年金」の原則</u> 年金記録の確実な管理と加入者本人によるチェックができる体制とすること

・年金記録を確実に管理し、加入者に定期的に保険料徴収状況や将来の受給見込額などを通知することにより、加入者が自ら年金記録をチェックできる体制を作り、年金記録問題の再発を防ぎます。

6. **未納・未加入ゼロの原則** 年金保険料の確実な徴収により、無年金者をなくすこと

・保険料と税金を一体的かつ確実に徴収し、年金制度への未納・未加入ゼロを目指し、結果として無年金者をなくします。

7. **国民的議論の原則** 国民的な議論の下に制度設計を行うこと

・年金は、国民にとって最も身近で不可欠な制度であると同時に、長期的な制度であることから、党派を超えて、国民的な議論に基づき改革を進めます。

厚生年金・国民年金の積立金運用について

<運用の基本的考え方>

- ◇ 厚生年金保険法及び国民年金法等に基づき、長期的な観点から、安全かつ効率的に運用。
- ◇「国内債券中心」、「インデックス運用を中心」、「ポートフォリオ全体のリスクを抑制」などの

考え方により、運用。

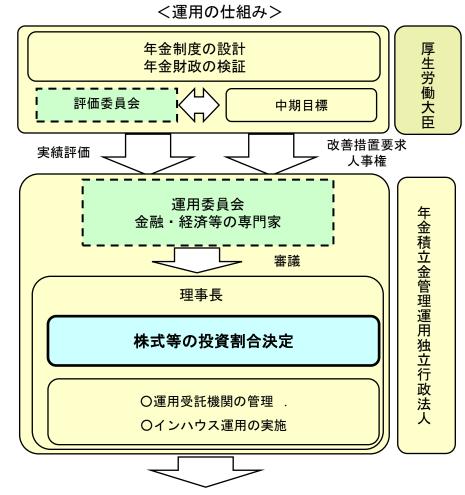
- 年金積立金全体約128兆円(平成21年度末)
- 国内債券、約7割(内外の債券では、約8割)。
- 賃金に対する実質的な運用利回りの確保。
- 専門性の徹底及び責任の明確化を図り、運用に 特化した独立行政法人において運用。

<基本ポートフォリオ>

国 内 债 券	国内株式	外国债券	外国株式	短期資産
67	11	8	9	5
%	%	%	%	%

<年金積立金全体の運用実績>

13年度(自主運用開始)~21年度の累積収益額: 約23兆円(平均収益率: 1.8%)



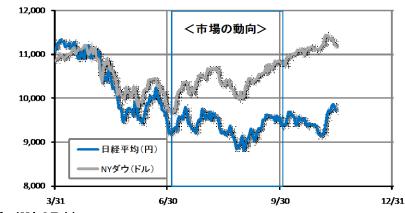
(運用受託機関)信託銀行・投資顧問会社(ファファンド)

年金積立金管理運用独立行政法人の運用結果(平成22年度第2四半期まで)

第2四半期(7月から9月まで)の運用状況は、 海外の株式市場が上昇したことにより、プラス 1.5% (約1.8兆円)。

上半期(4月から9月まで)ではマイナス1.5% <u>(約▲1.8兆円)と</u>なった。

(参考) 年金積立金全体では、13年度(自主運用開始)からの累積で約21兆円のプラス。

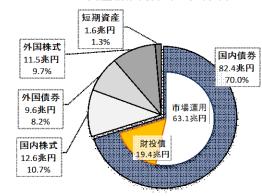


〇 資産別収益額(収益率)及び運用資産額

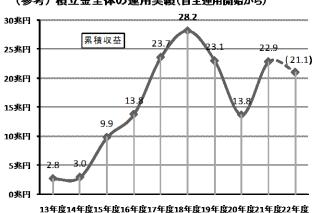
				(耳	<u> (位:億円)</u>	
		第2四半期(7-9月)	上半期(4-9月)		
		Common Co	収益率		収益率	
国国	內債券	7,566	-	22,434	-	
	市場運用分	6,889	1.1%	21,071	3.4%	
	財投債	677	0.3%	1,363	0.7%	
国国	为株式	▲ 804	-0.6%	▲ 21,352	-14.5%	
外	国債券	2,148	2.3%	▲ 5,468	-5.4%	
外	国株式	8,813	8.3%	▲ 13,792	-10.6%	
i	E用資産全体	17,725	1.5%	▲ 18,173	-1.5%	

※ 運用資産全体の合計には、短期資産の収益額及び資産額を含む。

〇 資産構成割合(22年9月末)



(参考) 積立金全体の運用実績(自主運用開始から)



				積立金全体	
年 度	管理運用法人		預託金	の収益額	
	(兆円)	収益率	(兆円)	(兆円)	収益率
13年度	▲ 1.3	▲ 1.8%	4.1	2.8	1.9%
14年度	▲ 3.1	▲ 5.4%	3.3	0.2	0.2%
15年度	4.4	8.4%	2.4	6.9	4.9%
16年度	2.2	3.4%	1.7	4.0	2.7%
17年度	8.7	9.9%	1.2	9.8	6.8%
18年度	3.8	3.7%	0.8	4.6	3.1%
19年度	▲ 5.6	▲ 4.6%	0.5	▲ 5.2	▲ 3.5%
20年度	▲ 9.4	▲ 7.6%	0.1	▲ 9.3	▲ 6.9%
21年度	9.2	7.9%	0.0	9.2	7.5%
22年度	(▲ 1.8)	(▲1.5%)		(▲ 1.8)	_
合 計	(7.0)	-	(14.1)	(21.1)	-

※1 管理運用法人の収益率は、運用手数料等控除前の収益率。

(単位:兆円)

構成割合

70.0%

53.5%

16.5%

10.7%

8.2%

9.7%

100.0%

運用資産額

82.4

12.6

9.6

11.5

117.6

62.9

194

※2 【 】内は、平成12年度以前の旧年金福祉事業団の損益等を含めた累積損益。

(年金積立金の管理・運用の基本的な考え方)

年金積立金は、国民の老後の年金給付 に充てるためのものであることから、そ の運用は、安全を第一に、比較的安全な 資産とされる国内債券を中心としつつ、 株式等に分散投資を行っています。

しかしながら、市場で運用する限り は、一時的に損失が出ることもあります が、損失が出たからと慌てたり、収益が 出たからと楽観視するのではなく、長期 的な観点に立って運用を行うことが重要 です。

年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会報告書(概要)

1. 年金積立金運用の基本的な考え方

○ 年金積立金は、老後の給付に充てるための重要な資産。長期的な観点から安全かつ効率的な運用が重要。 また、 年金積立金の原資となる保険料は投資を目的として徴収されたものではなく、安全運用が基本。

2. 年金積立金の運用目標について

(1)運用目標の設定プロセスの在り方

○ 今後運用目標について検討を行う場合には、早期の段階から<u>年金制度・財政と運用を一体的に議論する場を政府部内に設ける</u>ことが必要。具体的には、<u>年金積立金の原資となる保険料の拠出者・被保険者の代表とともに、</u> GPIFもその場での議論に参加できるようにすることにより、意思決定プロセスの透明性を向上させていくことが必要。

(2)運用目標の設定の在り方

- 厚生労働大臣がGPIFに提示する運用目標は、<u>運用利回りだけでなく、リスクについての考え方も併せて示す</u>ことが必要。
- 〇 <u>運用利回りの具体的な示し方</u>については、「賃金上昇率を一定程度上回る利回り」という考え方と、「長期金利を 一定程度上回る利回り」という考え方の<u>両論あり</u>。

3. GPIFのガバナンスの在り方について

- GPIFのように巨額の年金積立金の管理運用を行う組織においては、より多面的な検討を行うことにより、意思決定定プロセスに慎重を期しリスクを少なくしていくことが必要。このため、例えば、複数の理事等の合議による意思決定方式が考えられる。この場合、法人の長に意思決定権限を持たせるという現行の独立行政法人制度との関係について整理が必要。
- GPIFにおいて、年金積立金の管理・運用の基本方針等を決定する<u>意思決定機関と</u>、一定の裁量の範囲で執行する<u>業務執行機関の役割分担を明確化</u>するとともに、適切な連携を図っていくことが必要。また、<u>監視機能についても</u>全体として強化していくことが必要。
- 国民に対する説明責任という観点から、<u>意思決定プロセスの透明化や情報開示の推進等について、厚生労働省及びGPIFは一層の努力</u>が必要。

4. その他

○ 成長産業等への投資や、全額国債での運用等については、両論ないし様々な意見があった。

年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会(メンバー)

(平成22年12月現在)

浅野 幸弘 横浜国立大学経営学部教授

〇 植田 和男 東京大学大学院経済学研究科 経済学部教授

小島 茂 日本労働組合総連合会総合政策局長

小幡 績 慶應義塾大学大学院経営管理研究科准教授

久保田 政一 日本経済団体連合会専務理事

末吉 竹二郎 国連環境計画・金融イニシアチブ特別顧問

富田 俊基 中央大学法学部教授

村上 正人 株式会社みずほ年金研究所専務理事

山崎 元 楽天証券経済研究所客員研究員

山崎 養世 総務省顧問、山崎養世事務所社長

米澤 康博 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授

(五十音順・敬称略)

〇 座長

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援する ための国民年金法等の一部を改正する法律案(衆議院での修正後)

(注) 本法案は、第176回臨時国会において一部修正の上、衆議院で可決され、参議院で継続審議の取扱いとなった(衆議院 での修正箇所は下線部)。

く趣 旨>

将来の無年金・低年金の発生を防止し、国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、国民年金保険料の納 付可能期間を延長することや、企業型確定拠出年金において加入資格年齢の引上げや加入者の掛金拠出を可能とする等の措 置を行う。

1. 国民年金法の一部改正

- ① 国民年金保険料の納付可能期間を延長(2年→10年)し、本人の希望により保険料を納付することで、その後の年金受給につ なげることができるようにする(3年間の時限措置)。
- ② 第3号被保険者期間に重複する第2号被保険者期間が新たに判明し年金記録が訂正された場合等に、それに引き続く第3号被 保険者期間を未届期間とする取扱いを改め、保険料納付済期間のままとして取り扱い、年金を支給することとする。

③ 国民年金の任意加入者(加入期間を増やすために60歳~65歳までの間に任意加入した者)について国民年金基金への加入

- を可能とし、受給額の充実を図る。 2. 確定拠出年金法の一部改正(平成22年度税制改正要望で認められた事項を含む)
- ① 加入資格年齢を引き上げ(60歳→65歳)、企業の雇用状況に応じた柔軟な制度運営を可能とする。
- ② 従業員拠出(マッチング拠出)を可能とし所得控除の対象とすること、事業主による従業員に対する継続的投資教育の実施義務を 明文化することにより、老後所得の確保に向けた従業員の自主努力を支援する。
- 企業年金の未請求者対策を推進するため、住基ネットから加入者の住所情報の取得を可能とすることにより、住所不明者の解消を 図る(他の企業年金制度等についても、同様の措置を講じる。)等、制度運営上の改善を図る。

3. 厚牛年金保険法の一部改正

近年の経済情勢を踏まえ、母体企業の経営悪化等に伴い、財政状況が悪化した企業年金に関して、措置を講ずる。

- 厚生年金基金が解散する際に返還する代行部分に要する費用の額及び支払方法の特例を設ける
- (※ 平成17年度から平成19年度まで、同様の措置を講じている)

4. 施行日

1の①:平成24年4月1日までの間に政令で定める日 1*0*(2) : 公布の日

1の③:公布日から2年以内で政令で定める日 20(1):公布日から2年6月以内で政令で定める日

2の②:平成24年1月1日 2の③及び3:平成23年4月1日 <平成23年度厚生労働省税制改正の主要事項>(概要より抜粋)

事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の 継続 「所得税、法人税、個人住民税、法人住民税〕

内容

平成23年度末で廃止期限を迎える適格退職年金のうち、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できないものについて、廃止期限後の平成24年度以降も現行の給付時等の税制優遇措置を継続する。なお、関係省庁において企業年金等へ移行していない適格退職年金の円滑な移行促進策の検討など、適格退職年金制度の廃止に向けた取組みを進める。

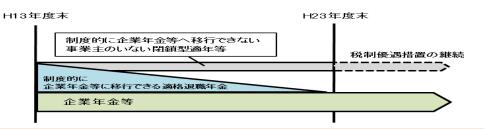
制度の概要

○適年の廃止

- ・適年は、受給権保護の仕組みが弱いことから、平成13年度に、10年の経過期間を設けて、廃止が 決まっており、平成23年度末にその期限を迎える。
- ・廃止決定時に約7万4千件あった適年は、これまでに95%が移行等を完了又は今後の方針を決めており、引き続き、企業年金等への移行を進める必要がある。
- →関係省庁(※)において、企業年金等へ未移行の適年の円滑な移行促進策の検討などの取組みを進める。 (※)財務省、金融庁、経済産業省、農林水産省、中小企業庁

○企業年金等に移行できない適年の取扱い

- ・しかしながら、ごく一部(約百件程度)の適年は、制度的に企業年金等へ移行できない(※)ことから、これらに対する税の優遇措置を廃止期限後(平成24年度以降)も継続。
 - (※)企業倒産等の理由で事業主がいなくなり、受給者のみで構成された適年(いわゆる、閉鎖型適年)等。



対象税制

- ●年金資産を運用時非課税 とする。
- ●年金・一時金給付を公的年金等控 除・退職所得控除の対象とする。

社会保険病院・厚生年金病院の改革に関するこれまでの経緯

平成17年10月

- 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(RFO)の設立
- (注) RFO:平成22年9月末を存続期間として、年金の保険料等を財源に設置した宿泊・保養施設等の施設の譲渡等の業務を行う

平成20年10月

つ すべての社会保険病院(53病院)・厚生年金病院(10病院)をRFOに出資

平成21年7月

- 〇 民主党政策集INDEX2009に次のように記載
 - 可見では、の 現役医師の有効活用策で医療従事者不足を軽減
 - 厚生年金病院及び社会保険病院は公的に存続させることを原則に、新たに「地域医療推進機構(仮称)」を設置して両病院の管理、運営にあたらせます。
 - 〇 地域医療を守る医療機関を維持
 - 4疾病5事業を中核的に扱う公的な病院(国立・公立病院、日赤病院、厚生年金病院、社会保険病院等)は政策的に削減しません。

平成21年10月

○ 地域医療の厳しい状況等を踏まえ、社会保険病院等は、RFOの存続限後も引き続き安定的な運営を行えるよう存続を図る必要があったため、第173回臨時国 会で、独立行政法人地域医療機能推進機構法案を提出

【法案の内容】

- RFOの存続期限を6ヶ月延長し、地域医療機能推進機構を平成23年4月1日に設立
- O 地域医療機能推進機構は、RFOから病院等を承継して運営

平成22年6月

○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法案は、第174回通常国会の衆議院で修正可決されたが、参議院で審議未了のため廃案

平成22年8月

- 第175回臨時国会で、RFOの存続期限を平成24年9月末まで2年間延長させる「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部改正する法律(議 員立法)」が成立
- 〇 法案成立にあたり、参議院厚生労働委員会で附帯決議がなされた

【附帯決議の内容】

RFOの設立目的の達成状況の検証に資するため、社会保険病院、厚生年金病院などの年金福祉施設等の譲渡状況等について、4ヶ月ごとに、本委員会に対して 報告すること。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の概要

1 概要

(1)法人の名称 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(以下「機構」という。)

(2)法人の目的

機構は、旧厚生年金保険法第79条、旧国民年金法第74条の年金福祉施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業の用に供していた政府管掌の健康保険施設(以下「年金福祉施設等」という。)の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。

(3)役員 理事長1人、理事1人(非常勤)、監事2人(非常勤)を置く。

(4)役職員の身分 非公務員とする。ただし、役職員に守秘義務を課すとともに、刑法等の罰則の適用については公務員とみなす。

(5)法人の業務・年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと。

・年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営及び管理を行うこと。

・上記業務に附帯する業務を行うこと。

(6)法人の運営費 法人の運営費は、全て年金福祉施設等の譲渡により生じる収益により賄う。

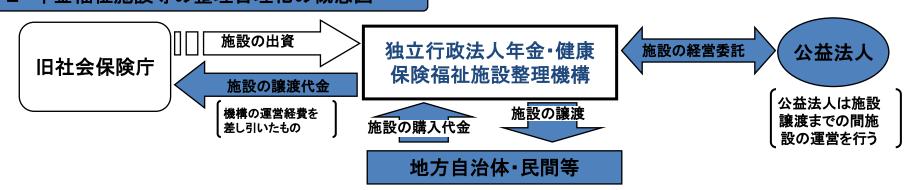
(7)国庫納付金 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡により生じた収入から、事業運営に必要な経費を控除した残余の額を、国の特別会計に納付する。

(8)機構の解散 機構は、設立後5年を経過した日に解散することとし、その資産及び債務は、解散の時において国が承継する。

※平成22年8月に成立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」(平成22年法律第48号)において、設立後7年を経過した日(平成24年10月1日)に解散することとなった。

(9)設立年月日 平成17年10月1日

2 年金福祉施設等の整理合理化の概念図



社会保険病院、厚生年金病院などの年金福祉施設等の譲渡状況等について

平成22年12月3日厚 生 労 働 省

1. 経緯

○ 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律(平成22年法律第48号)に係る平成22年8月6日の参議院厚生労働委員会の附帯決議において、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構による社会保険病院、厚生年金病院などの年金福祉施設等の譲渡状況等について、4か月ごとに、同委員会に対して報告することとされた。

2. 譲渡状況

○ 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(以下「機構」という。)は、その保有する年金福祉施設等のうち、社会保険病院及び厚生年金病院 (以下「社会保険病院等」という。)を除く300の施設について、平成22年9月30日までにすべての譲渡を完了した。 また、社会保険病院等については、平成22年9月30日に社会保険浜松病院(静岡県浜松市所在)の譲渡を完了した。

3. 譲渡に向けた取組

(1) 地方公共団体の意向の把握等

- 社会保険病院等の譲渡に関する地方公共団体の意向を把握するため、厚生労働省から52の社会保険病院及び10の厚生年金病院の所在するすべての都道府県(37都道府県)及び市区町(56市区町)に対し、平成22年9月13日付けで、アンケートを送付した。 また、アンケートの回答の内容を含めた地方公共団体の考えをより的確に把握するため、これらの地方公共団体に対し、順次ヒアリングを行っている。
- さらに、地方公共団体が譲受けを検討している社会保険病院等については、厚生労働省職員を当該地方公共団体に向かわせ対面で協議を行う等により、譲渡に向けた取組を行っている。

(2)機構の中期目標、組織の見直し等

- 厚生労働大臣は、社会保険病院等の円滑な譲渡及び適切な運営の確保のため、 平成22年9月29日に機構の中期目標(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項に規定する中期目標をいう。)を変更し、社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できるよう、病院の経営状況・資産状況の把握等を通じ、適切な運営に努めさせることとした。
- これを受けて、機構は、平成22年9月30日に、中期計画(通則法第30条第1項に規定する中期計画をいう。)及び業務方法書を変更するとと もに、社会保険病院等の経営状況の調査を行うための部門を新設する等の組織改革を行った。
- 機構においては、これらの中期目標の変更等を踏まえ、社会保険病院等の財務調査や、社会保険病院等の資産価値の保全等のための施設整備に係る 調査に着手したところである。

社会保険病院(52ヶ所)

(平成22年4月1日現在)

		16						(平成22年4月1日現在)
No.	県名	施設名称	老健	看護学校	所 在 地	開設年月	病床数	委 託 先
1	北海道	札幌社会保険総合病院			札幌市厚別区厚別中央2条6-2-1	昭22. 2	276	(社)全国社会保険協会連合会
2	"	北海道社会保険病院	0		札幌市豊平区中の島1条8-3-18	昭28. 2	358	"
3	宮城	宮城社会保険病院	0		仙台市太白区中田町字前沖143	昭21. 9	200	11
4	"	仙台社会保険病院			仙台市青葉区堤町3-16-1	昭27. 8	428	"
5	秋田	秋田社会保険病院	0		能代市緑町5-22	昭20.12	167	"
6	福島	社会保険二本松病院	0		二本松市成田町1-553	昭27. 9	160	"
7	栃木	宇都宮社会保険病院	0		宇都宮市南高砂町11-17	昭21.8	251	"
8	群馬	社会保険群馬中央総合病院	0		前橋市紅雲町1-7-13	昭25. 4	327	"
9	埼玉	埼玉社会保険病院	0		さいたま市浦和区北浦和4-9-3	昭23. 2	439	"
10	"	社会保険大宮総合病院			さいたま市北区盆栽町453	昭20.7	163	"
11	千葉	社会保険船橋中央病院		0	船橋市海神6-13-10	昭24. 6	464	"
12	"	千葉社会保険病院	0		千葉市中央区仁戸名町682	昭26. 4	200	"
13	東京	社会保険中央総合病院		0	新宿区百人町3-22-1	昭22.11	418	"
14	"	社会保険蒲田総合病院			大田区南蒲田2-19-2	昭24. 4	230	"
15	"	城東社会保険病院	0		江東区亀戸9-13-1	昭29. 6	130	"
16	神奈川	社会保険横浜中央病院		0	横浜市中区山下町268	昭23. 3	350	"
17	"	川崎社会保険病院	0		川崎市川崎区田町2-9-1	昭23.10	308	"
18	"	社会保険相模野病院			相模原市淵野辺1-2-30	昭35. 4	170	"
19	富山	社会保険高岡病院			高岡市伏木古府元町8-5	昭22. 9	199	"
20	石川	金沢社会保険病院	0		金沢市沖町ハ-15	昭22. 4	250	"
21	福井	福井社会保険病院	0		勝山市長山町2-6-21	昭21. 4	199	"
22	"	社会保険高浜病院	0		大飯郡高浜町宮崎87-14-2	昭24. 4	115	"
23	山梨	社会保険山梨病院			甲府市朝日3-8-31	昭22. 5	210	"
24	"	社会保険鰍沢病院	0		南巨摩郡富士川町鰍沢340-1	昭21.5	158	"
25	岐阜	岐阜社会保険病院	0		可児市土田1221-5	昭21.5	250	"
26	静岡	社会保険桜ヶ丘総合病院			静岡市清水区桜が丘町13-23	昭23. 6	199	"
27	"	三島社会保険病院	0		三島市谷田字藤久保2276	昭21.1	163	"

28	愛知	社会保険中京病院	0	0	名古屋市南区三条1-1-10	昭22.12	663	"
29	三重	四日市社会保険病院	0		四日市市羽津山町10-8	昭20.6	235	"
30	滋賀	社会保険滋賀病院	0		大津市富士見台16-1	昭28. 5	325	11
31	京都	社会保険京都病院			京都市北区小山下総町27	昭21.7	322	11
32	兵庫	社会保険神戸中央病院	0	0	神戸市北区惣山町2-1-1	昭23. 7	424	"
33	奈良	奈良社会保険病院			大和郡山市朝日町1-62	昭21.6	253	"
34	山口	綜合病院社会保険徳山中央病院	0		周南市孝田町1-1	昭21. 4	494	"
35	"	社会保険下関厚生病院	0		下関市上新地町3-3-8	昭25. 2	315	"
36	徳島	健康保険鳴門病院		0	鳴門市撫養町黒崎字小谷32-1	昭28. 4	307	II .
37	香川	社会保険栗林病院			高松市栗林町3-5-9	昭20.10	271	II .
38	愛媛	宇和島社会保険病院	0		宇和島市賀古町2-1-37	昭23. 4	200	<i>II</i>
39	福岡	健康保険直方中央病院			直方市大字感田523-5	昭23. 5	195	<i>II</i>
40	"	社会保険久留米第一病院	0		久留米市櫛原町21	昭21. 2	195	<i>II</i>
41	佐賀	佐賀社会保険病院	0		佐賀市兵庫南3-8-1	昭21. 2	160	<i>II</i>
42	"	社会保険浦之崎病院			伊万里市山代町立岩417	昭21. 4	112	<i>II</i>
43	長崎	健康保険諌早総合病院			諫早市永昌東町24-1	昭28. 3	333	<i>II</i>
44	熊本	健康保険人吉総合病院			人吉市老神町35	昭22. 5	274	<i>II</i>
45	"	健康保険天草中央総合病院	0		天草市東町101	昭21.11	174	<i>II</i>
46	"	健康保険八代総合病院			八代市松江城町2-26	昭23. 4	344	"
47	大分	健康保険南海病院	0		佐伯市常磐西町11-20	昭22.10	260	<i>II</i>
48	宮崎	社会保険宮崎江南病院	0		宮崎市大坪西1-2-1	昭30.11	269	"
49	東京	東京北社会保険病院	0		北区赤羽台4-17-56	平16. 4	280	(公社)地域医療振興協会
50	長野	健康保険岡谷塩嶺病院			岡谷市4769	昭28.7	53	岡谷市
51	和歌山	社会保険紀南病院		0	田辺市新庄町46-70	昭20.12	356	公立紀南病院組合
52	福岡	社会保険小倉記念病院			北九州市小倉北区貴船町1-1	昭23. 1	658	(財)平成紫川会
			合	計			14,254	

厚生年金病院一覧

(平成22年4月1日現在)

								(平成22年4月1日現在)
No.	県名	施設名称	保養ホーム	看護学校	所 在 地	開設年月	病床数	委 託 先
1	北海道	登別厚生年金病院			登別市登別温泉町133	昭21.6	242	(財)厚生年金事業振興団
2	宮城	東北厚生年金病院			仙台市宮城野区福室1-12-1	昭48. 3	466	(社)全国社会保険協会連合会
3	東京	東京厚生年金病院		0	新宿区津久戸町5-1	昭27.10	520	(財)厚生年金事業振興団
4	神奈川	湯河原厚生年金病院	0		足柄下郡湯河原町宮上438	昭21. 2	309	ıı .
5	大阪	大阪厚生年金病院		0	大阪市福島区福島4-2-78	昭27.10	565	"
6	"	星ヶ丘厚生年金病院		0	枚方市星丘4-8-1	昭43. 1	580	(社)全国社会保険協会連合会
7	島根	玉造厚生年金病院	0		松江市玉湯町湯町1-2	昭20.11	301	(財)厚生年金事業振興団
8	高知	厚生年金高知 リハビリテーション病院			高知市神田317-12	昭50.5	165	(社)全国社会保険協会連合会
9	福岡	九州厚生年金病院			北九州市八幡西区岸の浦1-8-1	昭30.3	575	(財)厚生年金事業振興団
10	大分	湯布院厚生年金病院	完厚生年金病院 〇		 由布市湯布院町川南252 	昭37.10	291	"
	4	함 함					4,014	

年金局 説明資料(制度運営関係)

年金管理審議官 石井 信芳

「ねんきんネット」の概要

「ねんきんネット」とは

インターネットを通じていつでも年金記録(加入履歴や保険料納付額、年金見込額の試算等)を確認できるようにする。また、年金記録の提供を行うサービスを市区町村で実施するとともに、郵便局でも試行的に実施する。

《現在実施している年金個人情報提供サービス》

- ・ご自宅のパソコンからインターネットを通じていつでも年金記録が確認できるサービス。
- ・年金記録は毎月更新しており、加入履歴、国民年金の保険料納付状況、厚生年金の標準報酬月額などを確認することが可能。

《ねんきんネットで実施する内容》

【平成23年2月末~】

- ·ご自宅からの申込によるID·パスワード発行までの期間を短縮。(約2週間 → 5日程度)
- ・平成23年度に送付する「ねんきん定期便」等で通知するアクセスキーにより、IDパスワードの即時発行を実現。
- 「ねんきん定期便」でお知らせしている、将来受けとる年金見込額を表示。
- ・ご自宅でパソコンが使えない方のために、年金記録の提供サービスを市区町村で実施する(※)ともに、郵便局でも試行的に実施。
- ※ 現在、約500市区町村からご協力いただけるとの回答を得ている。(このうち、179市区町村から、平成23年2月末からご協力いただけるとの回答を得ている。)

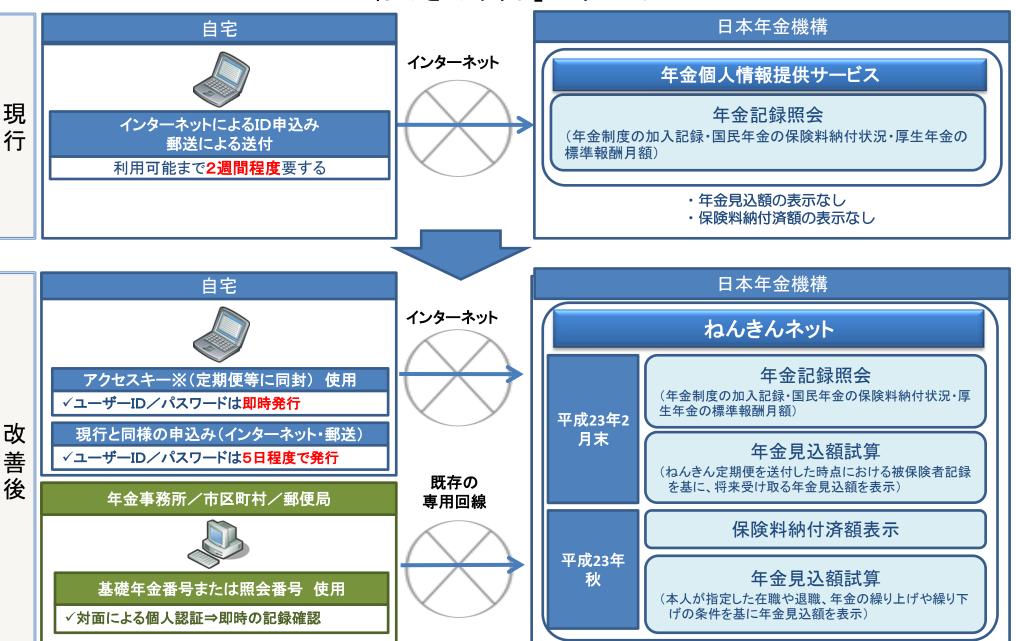
【平成23年秋~】

- ご本人が指定した在職や退職、年金の繰り上げや繰り下げの条件を基に試算した年金見込額を表示。
- 保険料納付済額を表示。

(参考)

- ・市区町村で「ねんきんネット」サービスを行うにあたり、市町村情報照会システムで使用している端末を活用。
- ・市町村情報照会システムのセキュリティ上の問題への対応として、サポートが終了したOSの更改について、 平成22年10月に各市町村に対し要請。また、新規OS(Windows7)を平成22年12月に追加。
- ・ 更改に必要な経費は、国民年金等事務取扱交付金にて措置する予定。

「ねんきんネット」のイメージ



※ アクセスキーとは、平成23年度の「ねんきん定期便」に記載される予定の17桁の番号で、日本年金機構ホームページから「ねんきんネット」サービスを利用する際にユーザーID/パスワードを即時に取得するために必要な番号。

「ねんきんネット」サービスの画面イメージ

1-1 各月の年金記録の情報

各月の年金記録を表示しております。

各月の年金記録を押すとそれぞれ**詳細画面**を表示することができます。(別ウィンドウで開きます)

[+]各月の年金記録の見方を表示する

年度	年齢					各月6	0年金	記録の	の情報					
4-152	-4-8h	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
平成15年度	20歳	/	/	/	/	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	_
平成16年度	21歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	
平成17年度	22歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	
平成18年度	23歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	
平成19年度	24歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	
平成20年度	25歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	
平成21年度	26歳	船保	船保	船保	船保	船保	<u>重複</u>	<u>重複</u>	<u>重複</u>	厚年	厚年	厚年	厚年	~

[※] 赤色等の強調表示をご確認いただき、問題が無ければ**【強調表示しない】**ボタンを押すことにより、強調表示を消去して表示させることができます。

強調表示しない

国民年金保険料の口座振替による納付について

国民年金保険料の納付率

平成21年度の現年度納付率は、60.0%(対前年度比△2.1ポイント)

国民年金保険料の口座振替による納付の利用状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
口座振替納付者数(対前年度比)	599万人(一)	562万人(<u>△37万人</u>)	527万人(<u>△35万人</u>)
口座振替利用率(対前年度比)	39.5%(-)	38.0%(△1.5ポイント)	36.3%(△1.7ポイント)

国民年金保険料の口座振替のメリット

①安心 …

②便利 …

自動引落しで納め忘れの心配がないこと

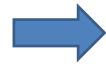
金融機関等に行く手間と時間を省けること

③簡単 …

一度の手続でOK 手数料もかからないこと

④お得…早割・前納を利用すると、1年前納…年間3,800円 6ヶ月前納…年間2,060円 1ヶ月前納…年間 600円 が割引になること

・厚生労働省と日本年金機構は、金融機関に対しても、口座振替の周知・勧奨の協力依頼を行っているところ(平成22年12月~)



市区町村窓口等でも、口座振替による納付の周知や勧奨にご協力いただきたい

※なお、市区町村が口座振替の勧奨をした場合 には、事務取扱交付金の対象としているところ

《市区町村からの所得情報の提供について》

- ①国民年金保険料の納付が困難な方に対する免除勧奨
- ②国民年金保険料納付可能な滞納者に対する納付勧奨



市区町村からの所得情報の提供が不可欠

○ 平成23年度においても、未納者の所得情報について、磁気媒体により 複数回にわたり提供していただけるよう、ご協力をお願いする。

【提供状況(内訳)】

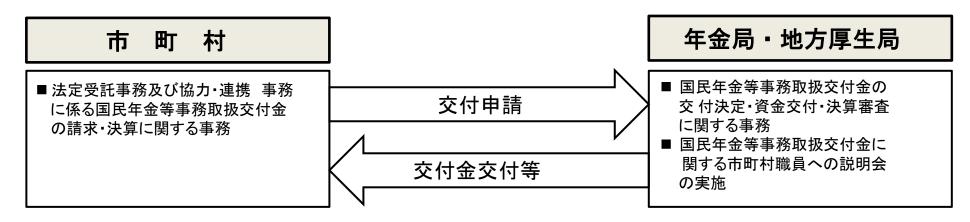
	平成22年11月末		
	市区町村数	割合(%)	
提供市区町村	1, 739	99.4%	
磁気媒体	1, 597	91.8%	
紙 媒 体(閲覧含む)	1 4 2	8.2%	
提供拒否等市区町村	1 1	0.6%	
市区町村計	1, 750	_	

死亡又は行方不明が疑われる年金受給者への対策

- 〇 所在不明の高齢者に係る不正受給問題については、昨年8月27日の第2回高齢者 所在不明問題5大臣会合(官房長官、厚生労働大臣、総務大臣、法務大臣、国家公安 委員長)において、後期高齢者医療を1年間継続して利用していない76歳以上の年金 受給者について、その現況を確認し、一定の場合には、2月定期支払い(2月15日)で 年金の差止めを行うこととしたところ。
- 〇 この方針に基づき、昨年11月8日に、約34万1千人に対して現況申告書を送付したところ。
- 〇 提出者のうち「行方不明」、「死亡」と回答があった者等について、2月定期払い(2月 15日)で年金の差止めを行う予定。
- 〇 その際には、差止め対象者一覧をあらかじめ市区町村に提供する予定であるので、 2月定期払いでの年金の差止めに関し、家族等から市区町村へ問い合わせがあった場合には、各区域を管轄する日本年金機構の年金事務所をご案内いただきたい。

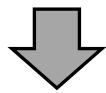
平成22年度の国民年金等事務取扱交付金に係る追加 交付等について

1. 交付金の交付について



2. 平成22年度交付金の算定誤りについて

- 平成21年度国民年金等事務取扱交付金(以下、「市町村交付金」)の算定に使用する被保険者数等基礎計数に誤りが判明。その他、地方厚生(支)局及び市町村の転記誤り等により交付決定額に誤りがあったものが判明する。
- 1, 758市町村のうち548市町村に交付決定額の誤りが判明。
 - 訂正により交付額が増となる市町村は、517市町村(1億6,360万円)
 - 訂正により交付額が減となる市町村は、 31市町村(2,888万円)



平成22年度交付金により調整(追加・減額調整)

日本年金機構が請求する住民票等の取扱いについて

- 〇 平成22年1月に日本年金機構が発足し、従来、社会保険庁において実施してきた国民年金、厚生年金保険等の適用、徴収、年金の裁定及び給付などの事務の権限については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)等に基づき、厚生労働大臣が日本年金機構に委任又は委託しているところ。
- これらの事務を実施するために、日本年金機構が行う住民票及び戸籍謄本等の交付請求に伴う交付手数料について、旧社会保険庁が交付手数料を免除していただいていた従前の取扱いと同様に免除していただくよう、ご協力の依頼を行い、大多数の市区町村において、そのように取扱っていただいているところ。

市区町村の協力状況

(平成22年12月13日現在)

交付手数料を免除 (1,695市区町村)

96. 9%

交付手数料は有料 (14市区町村)

0.8%

交付手数料の免除について検討中 (41市区町村)

2.3%

全国の市区町村数 1,750市区町村

住基ネットワークを活用した住所変更等の届出手続の省略について

1 住所変更等の届出手続の見直しについて

- 〇 事業改善法(国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律・平成19年7月成立)においては、受給権者等の住所変更等の情報を社会保険庁(現・日本年金機構)が住基ネットを活用して入手することとし、 受給権者等から社会保険庁(現・日本年金機構)への届出を省略することができることとした(平成23年4月施行)。
 - ※ 現在の住所変更等の届出手続は(別紙)参照
- 届出省略の具体的な範囲については省令において定めることとなっており、以下2の内容で施行を予定している。

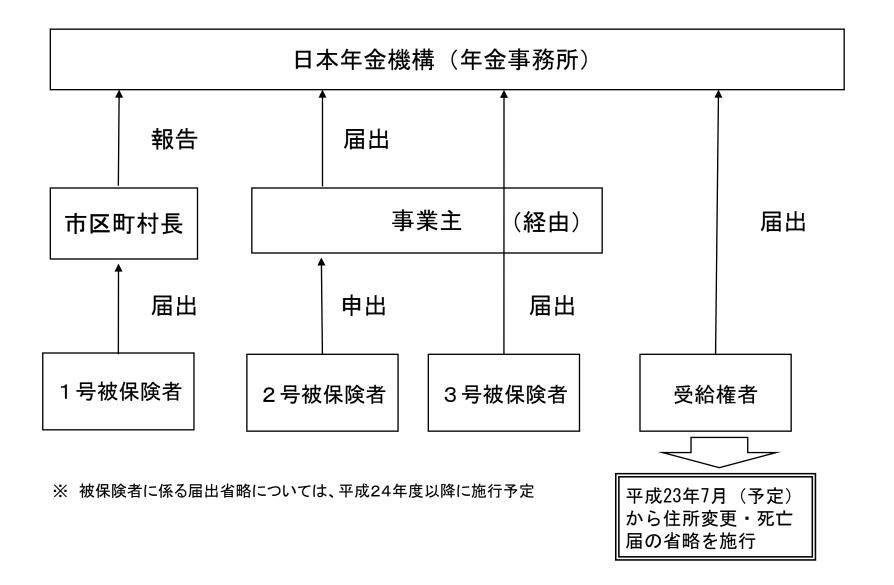
2 住所変更等の届出手続の省略の施行内容について

- (1)受給権者に係る届出
 - 現在、住所変更・氏名変更・死亡届を年金事務所に届け出る義務がある。
 - 〇 <u>平成23年7月(予定)から、受給権者に係る住所変更・死亡届について、本人又は遺族から年金事務所への届出を</u> <u>省略</u>できることとする。
- (2)被保険者に係る届出
 - 〇 現在、被保険者又は遺族は、住所変更・氏名変更・死亡届を市区町村長又は事業主に届け出る義務があり、届出を 受けた市区町村長及び事業主は、日本年金機構に当該届出の報告等を行うこととなっている。
 - 〇 被保険者について、住民票コードと基礎年金番号の試行的な突合せを行ったところ、現段階では、不一致の者(紐付いていない者)が相当程度(約25%)存在することから、平成23年度において、紐付け率の引上げを図った上で、平成24年度以降の施行を予定している。

3 届出省略の周知について

- 〇 届出省略の施行については、厚生労働省及び日本年金機構のホームページ等による周知とともに、全ての受給権者 に対し、6月に送付される振込通知書において周知することを予定している。
- 都道府県の高齢者福祉担当部局、市区町村の国民年金担当部局等におかれては、制度改正に関する周知や受給権者 等からの問合せ対応等に御協力いただきたい(制度施行に向け関連通知を発出予定)。

住所変更等の届出手続の現状と見直しについて



未統合記録の現状について

平成19年から20年にかけて、全ての受給者及び加入者約1億900万人の方に対し「ねんきん特別便」 を送付。国がコンピュータで管理している年金加入期間などをお知らせし、ご自身の年金記録を確認 いただいているところ。

5,000万件の宙に浮いた記録(平成22年9月末)

○ 「ねんきん特別便」による記録確認と並行して、未統合記録の 内容に応じた様々な方法による解明作業に計画的に取り組ん でいる。

18年6月に5,095万件あった未統合の記録のうち、既に統合済みの記録は1,504万件に増加、今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録は983万件まで減少。

【未統合記録の統合・解明状況について】

(19年12月) (22年9月)

・基礎年金番号に統合済みの記録

310万件 → 1504万件

・その他一定の解明がなされた記録(死亡・脱退手当金受領等)

1240万件 → 1565万件

・名寄せにより特別便を送付した記録

1100万件 → 571万件

・解明作業が進展中の記録(住基ネット調査、旧姓による調査等)

→ 472万件

・今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録

2445万件 → 983万件

計 5095万件 計 5095万件

市区町村の記録調査の協力状況(平成22年11月末)

- 年金受給者の方に送付した「名寄せ特別便」のうち、「訂正なし」とご回答された方や「未回答」の方で、年金事務所では ご本人にご連絡できない場合に、市区町村からその方のご 連絡先の情報を提供いただき、又は市区町村においてその 方にご連絡をしていただき記録の確認調査を行っていただい ている。
 - ・<u>ご協力をお願いした市区町村</u> <u>1,492市区町村</u> (調査対象者がおられる全市区町村)

うち<u>ご協力いただける市区町村</u> 1,484市区町村(99.4%)

・<u>市区町村による調査の結果、記録訂正が行われた方</u> 16.872人

※年金額の増加額は(年額)は、合計 約5億8,546万円

※年金額の増加額(生涯額)は、合計 約121.8億円(注) (注)生涯で受け取る額を試算したもの

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せの実施について

平成22年度及び平成23年度には、高齢の年金受給者など、優先順位の高い紙台帳等から集中的に突合せを実施し、平成25年度までに全件の突合せを実施する。

この際、作業の正確性を確保しつつ、できる限り、効率的に作業を進めることとする。

○ 突合せ作業は、紙台帳検索システム上、コンピュータ記録とこれに紐付いた紙台帳等とを照合して行うこ ととし、以下の順に実施している。

突合せ対象者	突合せの開始時期
①サンプル調査対象者(次頁にサンプル調査結果の概要を掲載) ※厚生年金保険及び船員保険の突合せ対象者から一定数(約6,000人) を抽出し、サンプル的に突合せを実施したもの。	平成22年10月から (平成22年12月14日結果公表)
②受給者(年齢の高い順。遺族年金に係る死亡者の記録を含む)	平成22年10月から
③未統合記録の手帳記号番号を有する者 ※「宙に浮いた」5,000万件の記録の持ち主を特定するための作業	平成22年12月から
④突合せの申出者	平成23年春頃から
⑤加入者(新規裁定者から)	平成23年秋頃を目途に開始予定

- ※市町村の国民年金被保険者名簿については、その正確性等について課題が指摘されていることを踏まえ、厚生年金保険及び船員保険に 係る紙台帳等から突合せを実施。
- 節目節目で実施状況を公表することとしており、費用対効果の面を含めて、国民の声を聴きながら進める。※ 実施状況については2ヶ月に1度の公表を予定。

(参考)年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せ(サンプル調査結果)

調査内容:厚生年金保険及び船員保険の突合せ対象者について、一定数を抽出し、紙台帳とコンピュータ

記録の一致・不一致の調査を行ったもの。

調査対象:5,901人 〔75歳以上:1,998人、65歳以上75歳未満:1,944人、65歳未満:1,959人〕

【集計結果】

○紙台帳とオンライン記録が一致 5,424人(91.9%)

○紙台帳とオンライン記録が不一致 477人(8.1%)

〇不一致となった者の年齢階層毎の内訳

《一致》 《不一致》 75歳以上 1,724人(86.3%) 274人(13.7%) 65歳以上75歳未満 1,774人(91.3%) 170人(8.7%) 65歳未満 1,926人(98.3%) 33人(1.7%)

〇不一致となった者の特別便等の回答状況 「もれ」や「誤り」はないと回答した者 「もれ」や「誤り」があると回答した者

ご本人からの回答なし等

98人(20.5%)

48人(10.1%)

331人(69.4%)

日本年金機構と市区町村との連携強化について

- 国民年金事務及び記録問題対策において、市区町村との協力・連携は極めて重要である。
- 日本年金機構においては、市区町村の担当者の皆さまに対する、情報発信・情報交換のツールとして、平成22年7月より、隔月で、情報誌「かけはし」を発行している。

質りまかけばし

第4号(平成23年1月4日)

●日本年金機構

編集責任者 国民年金部 部長 町田 好正

機構ホームページ http://www.nenkin.go.jp/ ご意見に関するアドレスは

E-mail:kikou-shikutyousonikenbosyuu@nenkin.go.jp

情報誌「かけはし」の内容の具体例(23年1月号)

- 〇機構からの連絡事項
 - ・実態と異なる第3号被保険者期間を有する者の取扱い
 - ・障害年金受給権者に係る納付済保険料の取扱い
 - 「ねんきんネット」の事業について等
- 〇市町村広報向け素材の提供
 - 「国民年金保険料の納付は口座振替がおトクです!」
 - ・「20歳になられた学生の方へ」

く目次>

- ・はじめに
- ・理事長のあいさつ
- ・機構からの連絡
- ・広報の広場
- ・地域の独自情報
- ・編集後記

はじめに

あけましておめでとうございます。 昨年の7月から、「**皆様へタイムリー**

で分かりやすく」を目標に、この市区町村への情報誌である 「かけはし」を、発刊してきたところでありますが、今年は、 「読みやすい内容と紙面づくり」を目標に発刊したいと思っ ております。

これまでと同様に、皆様方からの助言やご意見をお待ちしておりますので、今年もよろしくお願いいたします。なお、今月号は厚生労働省から発出された通知等を中心にご紹介いたします。

ご挨拶

日本年金機構理事長 紀陸 孝

平成23年の新春を迎えるに当たり、謹んでお慶び申し上げます。

昨年1月、まったく新しい非公務員型の公法人として「日本年金機構」が発足し1年が経ちました。発足当初は、組織が変わったことなどで混乱した面もあり、市(区)町村の皆様方には多大なご迷惑をおかけしました。

本年は、より一層、より確実に住民の方へのサービスを向上させ、年金への信頼回復に取り 組んでまいります。

そのためにも、住民のニーズを踏まえ、連携して、きめ細かなサービスを提供するというのは相互にとって大事なことだと思っております。

機構としても昨年、市(区)町村向け情報誌を発行しましたが、このような取組みを続けていくことで、これまで以上に皆様と連携を図ってまいります。

また、「ねんきんネット」事業を、平成23年2月から開始いたします。住民の方が手軽に ご自身の年金記録を確認できるといった内容となっております。ご自宅でパソコンを使用でき ない方等のために、市(区) 町村におかれましては、是非ご協力いただき住民の方からの記録 の確認や相談のためにご活用いただきたいと思います。

本年が、皆様方にとって実りあるものとなることを祈念いたしまして、新年の挨拶とさせて いただきます。

機構からの連絡









実態と異なる第3号被保険者期間を有する者の取扱い(運用3号)

「第3号被保険者の記録が、厚生年金加入・扶養削除などで不正確になってい る、ないしは配偶者の記録と合わないケースへの対応策」につきまして、去る平 成22年3月29日に開催された年金記録回復委員会において取扱いが取りまと められ、今般、日本年金機構あてに厚生労働省年金局事業企画課長通知(平成2 2年12月15日付け年管企発1215第2号)及び厚生労働省年金局事業管理 課長通知(平成22年12月15日付け年管管発1215第1号)によりその取 扱いが示されました。

具体的な取扱いにつきましては、年金事務所へお問い合わせください。

【概要】

- 1. 実態と異なる3号期間を有する者の記録の取扱い
- (1) 既に裁定が行われている年金受給者は、不整合記録が判明しても記録の訂正は 行わない。
- (2)被保険者等(被保険者及び被保険者であった者)は、2年以内の期間について 第1号被保険者に種別変更したうえで保険料納付を求め、2年を超える期間につ いては、引き続き第3号被保険者期間(運用3号)とする。
- 2. 年金裁定請求時に不整合記録が判明した場合の手続き
- (1)窓口における対応

年金裁定請求時に不整合記録が判明し、1号への種別変更を行う場合は、運用 3号説明用チラシを必ず手渡し、請求者に取扱いの概要を説明する。

- (2) ターンアラウンド方式による年金請求書等が郵送された場合の対応 3号期間の不整合記録が判明した場合は、過去2年間を除いた期間は運用3号 期間とし、過去2年間は3号から1号への種別変更を行う。
- 3. 被保険者等に対する全国一斉補正作業の実施

62歳以下の被保険者等のうち不整合記録を有する者について、該当者を抽出する システム改修に着手しており、実施時期及び具体的な事務処理等は別途連絡すること としている。















前納した保険料に係る期間の途中で被保険者資格を喪失した場合の取扱い

「国民年金の被保険者が保険料を前納した後、前納した保険料に係る期間の途中で被 保険者資格を喪失した場合の保険料の還付の取扱い」につきまして、これまで前納期間 の途中で被保険者資格を喪失した後引き続いて第1号被保険者となった場合において、 前納した保険料のうち未経過期間にかかるものを還付していたところです。

しかしながら、資格喪失した後、引き続き第1号被保険者となったのもかかわらず、 改めて割引のない保険料を納付することは不合理であると国民の声が寄せられたことか ら、厚生労働省年金局年金課長通知(平成22年11月29日付け年年発1129第1 号)にて、今後の取扱いについて改めることになりました。

年金事務所における取扱いにつきましては、既に年金事務所よりお示ししております が、各市(区)役所及び町村役場におかれましては、窓口等において当該事象を確認さ れた場合は、年金事務所をご案内いただきますようお願いいたします。



【従来の取扱い】

国民年金保険料を前納した後、国民年金法施行令第9条第1項の規定 により資格喪失した場合は、未経過期間にかかる前納保険料について保 険料を還付する。

【改正後の取扱い】

国民年金保険料を前納した後、前納期間の途中で資格喪失した場合で あっても、引き続き第2号及び第3号被保険者以外の被保険者となった 場合において被保険者が希望したときは、保険料を還付することなく、 保険料納付済期間に算入する。



国民年金制度周知用パンフレット(外国語版)について

国民年金制度周知用のパンフレットにつきまして、外国語版を作成しました。これらの パンフレットにつきましては、日本年金機構ホームページへのパンフレットコーナーへ掲 載していますので、外国人の方に対する制度周知等にご活用ください。

【外国人用パンフレット種類】

○ 英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、韓国語、タガログ語、ロシア語、インド ネシア語の8種類となります。

障害年金受給権者に係る納付済保険料の取扱い

国民年金保険料については、国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条の規定により障害基礎年金の受給権者となるなど定められた要件に該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料について、既に納付されたもの及び同法第93条第1項の規定により前納されたものを除き、納付することを要しないものとされています。(法定免除)

したがって、障害基礎年金が裁定され、その受給権が遡って発生した場合には、当該受給権発生日以降に納付されていた保険料(同日の属する月の前月以降の保険料に限る。) は還付することとなり、その上で、お客様が還付対象となる保険料に係る期間を保険料納付済期間とすることを希望される場合には、追納制度の活用を案内することとしております。

この取扱いは平成18年9月29日付けの社会保険庁運営部年金保険課長通知に基づく ものですが、先般、障がい者団体から日本年金機構に対して、「障害年金の受給権者に係 る納付済保険料の取扱いに関する窓口の対応が様々であるため、十分に周知をしてほし い。」旨の要望がありましたのでご承知おきいただくようお願いいたします。

月末が日・土・休日等となる場合の前納保険料の取扱い

国民年金保険料の前納期間は、「前納しようとする日の属する月から年度末までの期間等であり、前納しようとする日の属する月の末日が日・土・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月31日に当たるときは(以下「休日等」という。)、これらの日の翌日を当該月の末日とみなす。」とされています。(平成21年12月28日厚生労働省告示530号)

また、前納保険料の納期限については、前納しようとする月の末日(休日等の場合は翌日)とされています。

このことから、国民年金保険料について、窓口等において前納による納付を希望する旨 の照会がありましたら、年金事務所をご案内されますようよろしくお願いします。

なお、月末が休日等となるケースについては、国民年金保険料納付書の発行ができない ため、年金事務所において前納保険料を現金により納めていただく必要があることも、併せて関係職員に周知されますよう、お願いします。



「ねんきんネット」の事業について

くねんきんネットがスタート>

「ねんきんネット」とは、年金加入者や受給者の方がインターネットを通じてご自身で手軽に年金 記録を確認することができるサービスです。

現在もインターネットを通じた「年金個人情報サービス」を実施しておりますが、平成23年2 月末より、このサービスをさらに使いやすいものにバージョンアップし、実施します。

◆いつでも最新の年金記録が確認できます!

「ねんきんネット」では、時間を気にせず、24時間いつでも、最新の年金記録を確認できます。

◆年金見込み額の試算など、便利な機能が追加されます!

「私の年金はいくらになるの、働き続けた場合はどうなるの」といった知りたい情報をご自宅で ご覧になれるような機能を平成23年秋以降どんどん追加していく予定です。

◆未加入期間などがわかりやすく表示されています!

年金に加入されていない期間、標準報酬額の大きな変動など、ご確認いただきたい記録が、わかりやくす表示されています。

◆「私の履歴整理表」で記録の確認が容易になります!

画面の表示に従って、「私の履歴整理表」がご自宅で簡単に作成でき、年金記録の確認に役立ち ます。

<市区町村の皆様のご協力を>

インターネットのご利用の難しい方のために、「ねんきんネット」の内容をプリントアウトし、 提供するサービスを年金事務所に加え、市区町村や郵便局で実施することとしております。

既に約500の市区町村にご協力をいただくこととなっておりますが、できる限り多くの市区町村に御参画いただければと考えております。国民年金等事務取扱交付金により実施に要するパソコン、プリンター等の経費の支援も行うこととしております。ご協力をお願いいたします。

(ねんきんネット事業に関するお問い合わせ先) お近くの年金事務所までお問い合わせください。

失業による免除申請に係る添付書類について

失業等を理由とする免除等の申請にかかる添付書類につきましては、国民年金施行規則(昭和35年厚生省令第12号)第七十七条の七第二号及び第三号の規定に基づき、申請のあった日の属する年度又はその前年度に当該失業等の事実がなければならないものであり、同規則第七十七条第二項第三号口等の規定に基づき、当該事実を明らかにする書類が添付されていることが必要となります。

窓口等へ失業等を理由に免除等の申請があったとき、雇用保険の被保険者であった者につきましては、次の書類のいずれかをご確認ください。

- 雇用保険受給資格者証の写し
- 雇用保険被保険者離職票の写し
- 公共職業安定所が発行若しくは証明する書類

|anuary2011<Vol. 4> 5

広報の広場



市(区)町村広報紙の原稿にご利用ください!!

国民年金保険料の納付は口座振替がおトクです!

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替をご利用されますと、保険料が自動的に引き落とされるので金 融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくとても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に引き落とされることにより月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6か月前納・1年前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書又は年金手帳、通帳、金融機関届出印をご持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

20歳になられた学生の方へ

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までの方が加入することになっており、学生であっても20歳以上であれば加入して保険料を納めることになります。

しかし、学生の方は、所得が少ない等の理由で国民年金保険料を納める ことが経済的に困難な場合が多いため、在学期間中の保険料の納付を猶予 する「学生納付特例制度」があります。

対象となられる方は、大学等に在学する20歳以上の方で、本人の前年 所得が118万円以下の方となります。

学生納付特例の申請は、在学証明書等を添付いただき〇〇〇〇へ提出 してください。

地域の独自情報

<事務所等での取り組み>

(各事務所等での取り組みを記載。)

編集後記

今回の「かけはし」には厚生労働省から発出された通知の内容や月末が休日の 場合である前納保険料の取扱い等について掲載しております。住民の方からご相 談がありましたら、ご説明のほどよろしくお願いいたします。

なお、取扱い等についてご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合 わせください。

また、「かけはし」にかかる色々なご意見についてもお待ちしております。

E-mail:kikou-shikutyousonikenbosyuu@nenkin.go.jp

<参考資料> 日本年金機構について(概要)

◆名称 日本年金機構 (にっぽん ねんきん きこう)

1本平並城博(につはんねんさん さこ) (Japan Pension Service)



日本年金機構のシンボルマーク (平成21年6月25日決定)

日本国民の公的年金を運営する組織であることを、「日の丸」の

上に「年」の一文字をシンボライ

ズすることで表現。

◆本部所在地 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

◆組織

非公務員型の公法人(特殊法人)

本部、地方ブロック本部(9ヶ所)、年金事務所(312カ所)

◆設立年月日

平成22年1月1日 *同時に社会保険庁を廃止

◆理事長

紀陸 孝(きりく たかし)

◆職員数

約26,000人(正規・准職員約12,000人、その他有期雇用職員(年金記録問題対応含む)約14,000人)

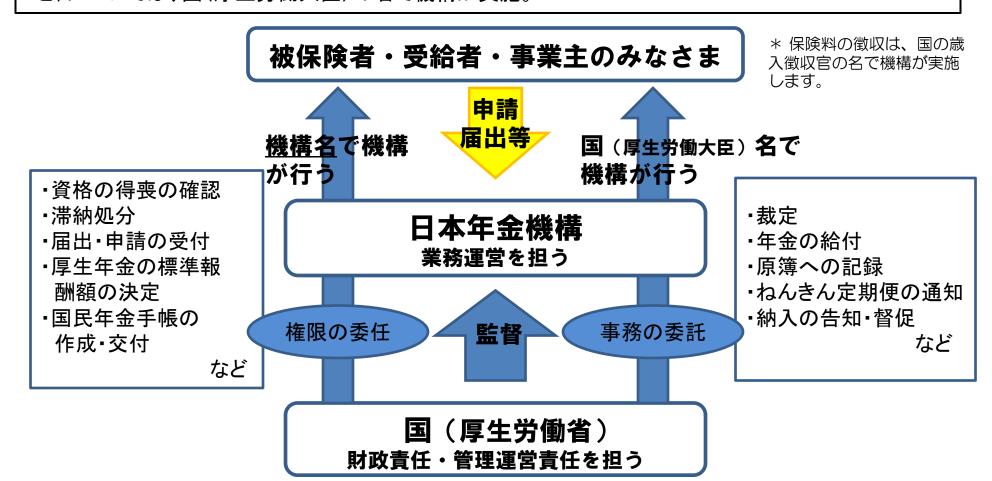
◆業務内容

国(厚生労働大臣)から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の

運営業務(適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付など) を担う。

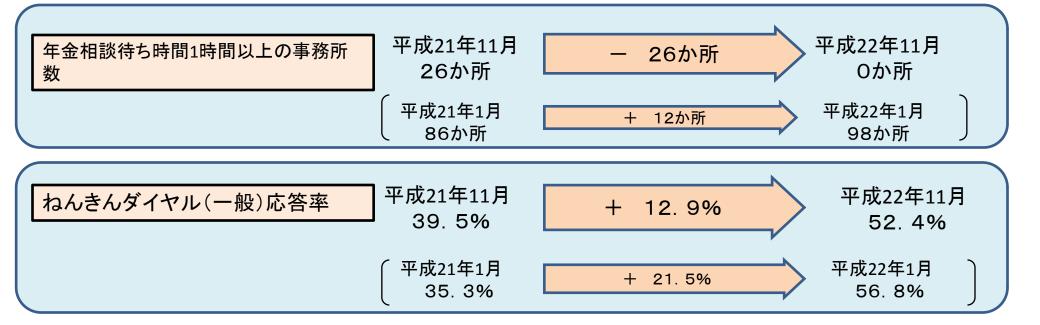
日本年金機構の位置付け

- 〇 国(厚生労働省)が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営は日本年金機構に委任・ 委託。
- 国(厚生労働大臣)の権限を委任された業務(資格の得喪の確認、届出・申請の受付など)については、 日本年金機構の名で機構が実施し、国(厚生労働大臣)から事務の委託を受けた業務(裁定、給付な ど)については、国(厚生労働大臣)の名で機構が実施。



日本年金機構の平成22年の取組例 ①年金相談

日本年金機構資料



①ねんきん相談の待ち時間

機構設立当初は、業務に習熟した職員の減少による影響や、研修機会の確保が不十分な状況もありましたが、窓口仕分けの実施や昼休み時間における相談窓口対応職員の確保、年金相談研修の実施などに取り組んできた結果、相談件数自体が落ち着いてきたこともあり、状況の改善が図られてきています。

今後とも、年末年度末に例年混雑する中で、極力待ち時間が長くならないように、引き続き取り組みを進めます。

②ねんきんダイヤル(一般)応答率

コールセンターの応答率は、総呼数自体が落ち着いてきたこともあり、平成21年度の水準を上回っておりますが、中期目標 に掲げる平成25年度時点の応答率目標70%の達成に向けては、なお一層の努力が必要な状況です。

引き続き、オペレーターのスキルアップ、お客様への案内文書の改善による問い合わせ件数の減少、問い合わせが集中する時期におけるオペレーター席の増設などに取り組み、応答率の向上を目指します。

日本年金機構の平成22年の取組例 ②お客様サービスの向上

お客様満足度

平成22年3月調査結果

満足68.5% やや満足27.4%

お客様サービス向上の取り組みについては、「お客様へのお約束10か条」の策定をはじめ、お客様目線でのサービス改善に向けて、さまざまな取り組みを進めました。お客様満足度アンケートでも一定の評価をいただきましたが、なお一層の努力が必要であると考えており、引き続き改善に努めてまいります。

- ※これまでの取組事例:お客様文書モニター会議の設置、サービス・業務改善コンテストの実施、サービスリーダーの設置、マナースタンダード実践テキスト(接遇マニュアル)の作成、障害のあるお客様向け接遇ポイント集の作成など
- ※今後の取組予定事例:第2回お客様満足度アンケートの実施、年金事務所お客様モニター会議の実施、覆面調査の実施など

~私たちはお約束します~

【お客様の立場に立って】

- 1. わかりやすい言葉で、ていねいにご説明します。
- 2. 年金のご相談には、お客様にとってプラスとなる「もう一言」を心がけます。
- 3. 電話は3コール以内に出ます。
- 4. 来所相談や電話によるお問い合わせには、迅速にお答えします。その場でお答えできない場合には、速やかに確認の上、2日以内に確認の状況をご連絡します。
- 5. ご相談で来所されたときのお待たせ時間は、30分以内とすることを目指します。混雑時でも、お待たせ時間の短縮に努めるとともに、待ち時間の目安を表示します。
- 6. お知らせ文書や、届出・申請書類は、できるだけわかりやすく、読みやすくします。
- 7. お客様のご意見・ご要望を、積極的にサービス改善につなげていきます。

【正しく確実に】

- 8. 迅速な対応により、正しく確実に、できるだけ早く年金をお届けします。
- 9. お誕生月の「ねんきん定期便」の送付をはじめ、お客様への年金情報提供サービスを充実します。
- 10. お客様の情報はしっかり管理し、その利用に際しては細心の注意を払います。

以上のお約束について守れたかどうか、毎年の実績をご報告します。

お客様満足度アンケート調査結果(平成22年3月)

実施概要

- ・実施日/平成22年3月(実施日は年金事務所等により異なります)
- 実施筒所/年金事務所(312か所)、年金相談センター(51か所)
- ·配布枚数/43.154枚 ·回収枚数/31.979枚(回収率:74.1%)

問、①~④に関する満足度はどうでしたか?

分類	満足	やや 満足	やや 不満	不満	回答 総数	無回答	計
①説明のわかりやすさに ついて	24,632	5,686	568	147	31,033	946	31,979
	79.4%	18.3%	1.8%	0.5%	100.0%	ı	_
②職員からの積極的な情 報提供や説明について	22,241	6,137	873	196	29,447	2,532	31,979
	75.5%	20.8%	3.0%	0.7%	100.0%	1	-
③待ち時間について	18,189	6,292	3621	1510	29,612	2,367	31,979
	61.4%	21.2%	12.2%	5.1%	100.0%	_	-
④全体として	20,221	8,080	1023	210	29,534	2,445	31,979
	68.5%	27.4%	3.5%	0.7%	100.0%	_	_

※四捨五入により、合計が100%にならない場合があります。

計画的な業務実施に向けた取り組み ~ 3つの工程表

- 〇 日本年金機構においては、年金記録問題への対応を含めた公的年金業務を着実に実施し、業務改革を継 続的・組織的に実施するため、3つの工程表を策定しました。
- 〇 これらを通じて様々な課題を組織の課題として共有する意義を有し、また、課題に対する進捗管理を行って います。

日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画(平成20年7月閣議決定)



日本年金機構中期計画(平成22年1月)日本年金機構年度計画(毎年度)



計画の具体化

年金記録問題工程表(平成22年3月)

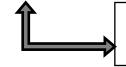
年金記録問題への対応の実施計画

(特別便、定期便、紙台帳とコンピュータ記録の突合せ等)



業務改善工程表(平成22年7月)

・機構として取り組むべき業務改善の諸課題について、項目、スケジュール、検討体制等を整理。



システム再構築工程表(平成22年11月)

日本年金機構の業務を支えるシステムについて、システム開発のあり方、システム管理体制等に係る当面の課題を検討し、取組方針、実施スケジュール等を整理したもの



事務処理誤りの一元的把握・組織内の情報共有

○ 年金事務所などで発生した事務処理誤りについては、誤りが判明した後、原則として2日以内に本部に直接報告する仕組みを導入し、報告の徹底を図っています(平成22年11月末までの報告件数:2,553件)。これら事務処理誤りの内容については、原則としてすべての事案を月次で公表を行い、組織内でその情報を共有し、再発防止を図っています。

また、事務処理誤りの再発防止のため、職員から募集した改善提案(約300件)や、特別自主点検、特別監査の結果などを踏まえ、本年7月に「事務処理誤り総合再発防止策」を策定し、実施しています。

日本年金機構の平成22年の取組例 ④内部統制

日本年金機構資料

○ 内部統制システムの構築については、さまざまな規程の制定など仕組みや担当部署の設置などの整備に取り組みました。しかしながら、コンプライアンス上の問題事案が発生するなど、これらの仕組みが全職員に十分浸透・徹底されたとは言いがたい状況にあります。今後、コンプライアンス意識を徹底させるための研修、書類の組織的管理の徹底、調達にかかる情報収集ルールの励行などに取り組みます。

基本的視点

- 〇日本年金機構は、機構法第2条第1項に示された基本理念に基づき、国民の意見を反映しつつサービスの質の向上を 図るとともに、効率的かつ公正・透明な事業運営を行う。
- 〇理事長の強いリーダーシップの下、組織内の対話とコミュニケーションを通じて、目標の共有化を図るとともに、職員一人ひとりが意欲と使命感をもって "自ら変わる" "自ら機構をつくり上げていく"という意識を持った組織を実現する。
- 〇内部統制システムの構築に当たっては、業務の有効性・効率性と、法令等の遵守に重点を置くとともに、業務上のリスクを未然に防ぎ、仮に発生した場合にも迅速に対応し、再発を防ぐことのできる体制とする。
- 〇国民や機構の第一線の職員の声に率直に耳を傾け、サービスの向上、国民の信頼確保に繋げていくという姿勢を重視する。
- ○内部統制システムが組織の末端まで徹底され、有効に機能 しているかを検証するため、内部監査機能を充実する。

【内部統制システム構築の基本方針】

業務の適正を確保する体制を整備

- 1. コンプライアンス確保
- 2. 業務運営における適切 なリスク管理
- 3. 業務の有効性・効率性 の確保
- 4. 適切な外部委託管理
- 5. 情報の適切な管理・活 用
- 6. 業務運営及び内部統制 の実効的な監視及び改善
- 7. ITへの適切な対応

日本年金機構の平成22年の取組例 ⑤ 組織風土改革 ~風通しの良い組織づくり~

日本年金機構資料

民間出身者の採用・登用

(機構発足時)

- 〇正規職員・准職員、12.014人のうち、1.798人(約15%)が民間企業出身者
- ○幹部への登用状況:本部・ブロック本部(部長8名)、年金事務所(所長49名、副所長87名、課室長127名)

現場第一線の職員の意見の反映

- 〇職員提案制度(業務改善関係) 提案 301件(平成22年11月17日現在)
- ○「理事長への声」制度(組織風土等関係/4月から実施) 提案86件(平成22年11月12日現在)
- ○地方・現場からの主な要望・提案事項に対する対応

要望事項 155件(うち、対応済 93件、対応中 26件 対応困難なもの 36件)(平成22年11月15日現在)

「各ブロック本部からの協議提案事項・重点要望事項やブロック本部主催年金事務所長会議などにおける意見交換の ・際に提案のあった要望事項などの主なものについて、定期的(2か月に1回)にフィードバックを実施

※また、現場の意見を採り入れて「事務処理誤り総合再発防止策」「業務改善工程表」を策定

情報共有・情報発信による組織の一体感の醸成

- ○社内報(~きずな~)を平成22年2月から毎週発行
- 〇アニュアルレポート2009の発行(平成22年11月24日)

組織風土改革

- 〇若手職員によるプロジェクトチームの設置
 - ・平成22年4月に、若手職員50名により発足
 - ・5つのプロジェクトに分かれ、自由闊達な議論、さまざまな調査を実施
 - •7月末に最終報告書をまとめ、理事長へ提言
- ○組織風土改革実践プロジェクトチームの設置
 - ・平成22年9月に、ブロック本部、年金事務所職員を含む22名により発足
 - ・次の4つの実践を目指し検討を実施
 - ①コミュニケーションの活性化 ②ほめる文化・感謝する風土の醸成 ③人を育てる文化・風土の醸成 ④組織力やチーム力の向上 (参考)平成23年1月から取り組む予定のもの
 - 〇「さん付け運動」の推進 〇サンキューカードの導入 〇職員意識調査

年金局 施策照会先一覧 (厚生労働省代表電話 O3-5253-1111)

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当者	内線
公的年金制度の在り方について(3~4)	総務課	三好補佐	3313
同上(5~7、10、15)	年金課	岡部補佐	3338
厚生年金・国民年金の積立金運用について(8、11~14)	総務課(資金運用担当)	朝比奈補佐	3348
企業年金の充実・改善(8、16)	企業年金国民年金基金課	古屋補佐	3328
社会保険病院及び厚生年金病院について(9、17~22)	事業企画課社会保険病院等対策室	山田(将)補佐	3622
ねんきんネットについて(24~26)	事業企画課	梶谷補佐	3619
国民年金保険料の納付について(27~28)	事業管理課	大田補佐	3661
死亡又は行方不明が疑われる年金受給者への対策について(29)	事業企画課	尾崎補佐	3589
国民年金等事務取扱交付金について(30)	事業管理課	大田補佐	3661
日本年金機構が請求する住民票等の届出手続の省略について(31)	事業管理課	中村補佐	3679
住基ネットワークを活用した住所変更等の届出手続の省略について(32~34)	事業管理課	重永補佐	3576
年金記録問題について(35~37)	事業企画課	本間補佐	3653
日本年金機構関係(38~48)	事業企画課	尾崎補佐	3589